

安全衛生管理体制 早見表

誰の選任が、どの規模で、何を根拠に必要なになるかを1枚で確認する

役職	選任の単位	選任が必要になる規模	根拠（安衛法）	人数の根拠	詳しい記事
統括安全衛生責任者	現場	現場に入る元請＋下請の合計が常時50人以上（ずい道等・橋梁・圧気工法は30人以上）。造船業は50人以上	第15条	施行令第7条	102
元方安全衛生管理者	現場	統括安全衛生責任者と同じ規模（建設業のみ対象。造船業は対象外）	第15条の2	施行令第7条	103
安全衛生責任者	現場（下請ごと）	統括安全衛生責任者の選任を要する現場で作業する、元請以外の全ての事業者。人数の下限はない	第16条	—	104
店社安全衛生管理者	現場	ずい道等・橋梁・圧気工法の仕事と、主要構造部が鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設は常時20人。それ以外の仕事は常時50人	第15条の3	安衛則第18条の6	105
安全管理者	事業場	建設業等の指定業種で、事業場の労働者が常時50人以上	第11条	施行令	106
衛生管理者	事業場	業種を問わず、事業場の労働者が常時50人以上	第12条	施行令	107
産業医	事業場	業種を問わず、事業場の労働者が常時50人以上。専属が必要になるのは常時1000人以上等。50人未満は努力義務（第13条の2）	第13条	施行令	108
安全衛生推進者	事業場	安全管理者・衛生管理者の選任を要しない事業場のうち、労働者が常時10人以上50人未満（建設業は「安全衛生推進者」の名称）	第12条の2	安衛則第12条の2	110
作業主任者	作業	政令で定める危険・有害な作業ごとに選任。人数要件ではなく作業の実施単位で必要になる	第14条	施行令	109

人数の数え方の注意。 統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者・店社安全衛生管理者の人数は**下請を含む現場全体の労働者数**で数える（自社の社員数ではない）。安全管理者・衛生管理者・産業医・安全衛生推進者は**事業場単位**の労働者数で数える。この2つの体制は別階層であり、混同しないこと。

出典：[e-Gov法令検索 労働安全衛生法](#)、[e-Gov法令検索 労働安全衛生法施行令](#)、[e-Gov法令検索 労働安全衛生規則](#)。全体の考え方は「[安全衛生管理体制を1枚の図にする](#)」（anzendrill.com）を参照。本表は一般的な参考情報であり、法的助言ではありません。個別の選任要否は専門家または所轄の労働基準監督署にご確認ください。